

発電用風力設備の技術基準の解釈（20140328商局第1号）
の一部を改正する規程 新旧対照表

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>【風車の安全な状態の確保】 (省令第5条) 第7条 1～5 (略)</p> <p>6 省令第5条第3項に規定する「雷撃から風車を保護するような措置」とは、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。</p> <p>一 発電用風力設備を設置する場所の落雷条件を考慮し、次に掲げる地域の区分に応じ、次に定める要件を満たすこと。</p> <p>イ 別図1のA線で囲まれた地域 (イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 雷撃によって生ずる電流を風車に損傷を与えることなく安全に地中に流すことができる引下げ導体等を施設すること。<u>ブレードに炭素繊維強化プラスチック等の導電性を有する材料を使用する場合には、当該材料と当該引下げ導体等とを適切に電氣的に接続すること。</u></p> <p>(ニ) <u>風車への雷撃の有無を常に把握することができるように、落雷検出装置等の施設、監視カメラの施設、気象情報の利用その他の措置を講じること。当該措置により風車への雷撃の有無を把握することができなかつた場合には、ブレード内部の内視鏡を用いた点検等により、雷撃による損傷の有無を確認すること。なお、風車の運転中においては、風車への雷撃があった場合に直ちに風車を停止できるようにすること。</u></p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>ニ 落雷検出装置は、日本産業規格 JIS C 1400-24;2023（風力発電システム-第</p>	<p>【風車の安全な状態の確保】 (省令第5条) 第7条 1～5 (略)</p> <p>6 省令第5条第3項に規定する「雷撃から風車を保護するような措置」とは、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。</p> <p>一 発電用風力設備を設置する場所の落雷条件を考慮し、次に掲げる地域の区分に応じ、次に定める要件を満たすこと。</p> <p>イ 別図1のA線で囲まれた地域 (イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 雷撃によって生ずる電流を風車に損傷を与えることなく安全に地中に流すことができる引下げ導体等を施設すること。</p> <p>(ニ) <u>風車への雷撃があった場合に直ちに風車を停止することができるように、落雷検出装置等を施設すること。</u></p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>ニ 落雷検出装置は、日本産業規格 JIS C 1400-24;2023（風力発電システム-第</p>

24部：雷保護) に示す風車用雷電流検知形落雷検出装置に適合するものであること。ただし、JIS C 1400-24:2023 (風力発電システム-第24部：雷保護) ではA線で囲まれた区域を冬季雷区域、A線で囲まれた区域以外を夏季雷地域と称していることに留意が必要である。

二 (略)

7 (略)

24部：雷保護) に示す風車用雷電流検知形落雷検出装置に適合するものであること。但し、JIS C 1400-24:2023 (風力発電システム-第24部：雷保護) ではA線で囲まれた区域を冬季雷区域、A線で囲まれた区域以外を夏季雷地域と称していることに留意が必要である。

二 (略)

7 (略)